

＜育児休業給付金及び出生時育児休業給付金 算出表＞

休業開始時賃金月額			出生時育児休業及び育児休業の開始から180日に達する日までの間				育児休業の開始から180日に達する日後			
			給付金が全額支給される場合 (賃金の額がAに占める割合が 13%以下の場合)		給付金が全額支給されない場合 (賃金の額がAに占める割合 が13%超80%以下の場合及びその額)		給付金が全額支給される場合 (賃金の額がAに占める割合が 30%以下の場合)		給付金が全額支給されない場合 (賃金の額がAに占める割合 が30%超80%以下の場合及びその額)	
休業開始時 賃金日額 ×支給日数(30日) =A	400,000	賃金の額が Aに占める割合 及びその額	13%	52,000	20%	80,000	5%	20,000	40%	160,000
		育児休業給付金 又は 出生時育児休業 給付金 の支給率 及びその額	67%	268,000	60%	<u>240,000</u>	50%	200,000	40%	160,000

※ 下線部の額の算出経緯は、賃金の額がAに占める割合が20%(13%超)になったことで、給付金が全額支給されない場合を意味し、その場合には、(賃金の額80,000円+給付金の額268,000円)-(400,000円×80/100)=28,000円が超過額となり、当該超過額は給付金の額から減じ、結果として、240,000円が給付金として支給されるということから来ています。

※ 「賃金の額がA(休業開始時賃金月額)に占める割合」は皆様において適宜計算(小数点以下について四捨五入するなど)の上、ご入力下さい。従って、算出される各給付金の額はおよそその額であることはご了承下さい。

※ 休業開始時賃金月額は育児休業給付の対象になる方々に交付される「出生時育児休業給付金及び育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)」(仮称)に記載されている「賃金月額」欄の額をご入力下さい。